

水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し案について

環境基本法に基づき、河川については、A A類型からE 類型までの6 種類の類型ごとに生活環境の保全に関する環境基準（生物化学的酸素要求量（B O D）等5 項目）が定められている。

類型の指定は国又は都道府県が各々の水域について行い、指定後も水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴って、適宜見直しを行うものとされている。

本県河川のうち、国が類型指定を行っている多摩川及び相模川本川以外の河川については、県が類型指定を行っており、今回、鶴見川について、水質の改善が認められることから、類型指定の見直し案を作成した。

類型指定の見直し案の概要について

鶴見川下流では現在E 類型が指定されているが、水質の改善が進み、B O Dが5 年以上継続して上位類型（C 類型）の基準を満足していると評価されることから、今回、見直しを行う。また、鶴見川は、昭和45年に国が本川のみを対象に類型指定をしていることから、本川の類型見直しと併せて、支川も含め水域全体を類型指定する。

なお、支川の測定地点では、上流域はD 類型、下流域はC 類型の基準を5 年以上継続して満足していると評価される。

(現在)

水 域	類 型	達 成 期 間
鶴見川上流（鳥山川合流点より上流）	D	八
鶴見川下流（鳥山川合流点より下流）	E	八

(見直し案)

類 型	達 成 期 間
D	イ
C	イ

達成期間について、「イ」：直ちに達成、「八」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成。

見直し後は、本川及びそれに流入する全ての公共用水域が指定対象水域となる。



見直し対象水域について

今後の予定

平成28年12月頃 類型指定の見直しの告示

< 参考 1 >

環境基準の類型及び基準値について

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

< 参考 2 >

鶴見川流域における水質の状況について

水域	類型	測定地点	年度ごとのBOD75%値										
			18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
鶴見川上流(本川)	D	千代橋	5.7	5.5	3.9	2.9	3.9	4.5	5.4	5.8	4.7	3.5	
		亀の子橋	8.2	7.6	5.9	6.3	3.8	6.4	4.4	4.3	3.7	2.7	
	(D)	耕地橋	4.4	3.7	4.7	3.1	4.2	4.6	4.4	2.9	3.1	3.1	
	(D)	水車橋前	3.2	2.7	1.6	2.1	2.4	2.2	1.8	1.3	1.3	1.1	
	(D)	都橋	12	11	10	5.8	5.2	6.8	6.4	6.3	7.0	7.7	
	(D)	大竹橋	2.1	1.4	1.1	1.7	1.5	1.9	1.0	1.4	1.4	1.2	
	(D)	又口橋	1.4	1.5	1.2	1.2	1.4	1.5	1.1	1.2	1.3	0.9	
鶴見川下流(本川)	E	大綱橋	7.2	5.6	5.0	4.7	3.3	3.8	3.6	4.0	3.1	3.2	
		末吉橋	2.1	2.6	2.1	2.1	2.1	2.7	1.9	1.7	1.8	1.7	
		臨港鶴見川橋	1.5	1.6	1.5	1.8	1.8	2.4	1.7	1.9	2.4	1.4	
	(E)	峰大橋	1.7	1.5	1.1	1.9	1.4	1.6	1.1	1.5	1.8	1.2	
	(E)	矢上川橋	3.4	2.6	2.2	2.1	2.4	3.0	2.4	2.7	2.2	2.0	



< 参考 3 >

県内河川における B O D 等 5 項目に係る環境基準の類型指定の状況について

水 域 名 (範 囲)		水域 類型	達成 期間	指定年月日	見直し 指定年月日	指定機関
多摩川中・下流 (拝島橋より下流)		B	イ	S45.9.1	H13.3.30	国
多摩川支川	平瀬川(全域)	B	ハ	H15.10.7		県
	二ヶ領本川(全域)	B	ハ	H15.10.7		県
	三沢川(全域)	C	イ	H15.10.7		県
鶴見川上流 (鳥山川合流点より上流)		D	ハ	S45.9.1		国(県)
鶴見川下流 (鳥山川合流点より下流)		E	ハ	S45.9.1		国(県)
入江川 (全域)		B	□	S47.3.31	H12.10.31	県
帷子川 (全域)		B	イ	S47.3.31	H12.10.31	県
大岡川 (全域)		B	イ	S47.3.31	H12.10.31	県
宮川 (全域)		B	イ	S47.3.31	H12.10.31	県
侍従川 (全域)		B	イ	S47.3.31	H12.10.31	県
鷹取川 (全域)		B	□	S47.3.31	H13.10.23	県
平作川 (全域)		B	□	S47.3.31	H13.10.23	県
田越川 (全域)		B	イ	S47.3.17	H13.10.23	県
滑川 (全域)		B	イ	S47.3.17	H13.10.23	県
神戸川 (全域)		B	□	S47.3.17	H13.10.23	県
松越川 (全域)		C	イ	S55.9.30	H25.7.30	県
下山川 (全域)		C	□	S47.3.17	H25.7.30	県
森戸川 (河口が葉山町に係るものの全域)		E	ハ	S47.3.31		県
境川 (1) (柏尾川合流点より上流 (柏尾川を除く。) の区域)		D	イ	S47.3.17	H25.7.30	県
境川 (2) (柏尾川合流点より下流の区域及び柏尾川)		C	イ		H25.7.30	県
引地川 (全域)		C	イ	S47.3.17	H25.7.30	県
相模川中流 (城山ダムから寒川取水堰まで)		A	□	S45.9.1		国
相模川下流 (寒川取水堰より下流)		B	イ	S48.3.31	H22.9.24	国
相模川支川	中津川 (宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域)	A	イ	H17.3.11		県
金目川上流 (土屋橋の上流端から上流)		A	ハ	S47.3.17		県
金目川下流 (土屋橋の上流端から下流)		C	ハ	S47.3.17		県
葛川 (全域)		C	ハ	S47.3.17		県
中村川 (全域)		C	ハ	S47.3.17		県
森戸川 (河口が小田原市に係るものの全域)		C	イ	S47.3.17	H25.7.30	県
酒匂川上流 (飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)の区域に係る部分を除いたもの)		A	□	S47.3.17	S55.3.25	県
酒匂川下流 (飯泉取水堰から下流の区域)		B	イ	S55.9.30		県
山王川 (全域)		B	イ	S47.3.17	H14.10.1	県
早川 (全域)		A	ハ	S47.3.17		県
新崎川 (全域)		A	ハ	S47.3.17	H14.10.1	県
千歳川 (全域)		A	ハ	S47.3.17	H14.10.1	県

(注) 1 イは、大腸菌群数については当分の間適用しないことを示す。

2 達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」：直ちに達成

「□」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成